

## 十島村公告第9号

令和7年4月1日から十島開発総合センター（以下「開発センター」という。）の管理運営を代行する指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年12月11日

十島村長 久保 源一郎

### 十島開発総合センター指定管理者募集要項

#### 1 対象施設の概要

- (1) 名 称 十島開発総合センター
- (2) 所在地 鹿児島県鹿児島郡十島村大字中之島 150 番地 317
- (3) 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建て (1,244.38 m<sup>2</sup>)
- (4) 施設内容 集会室、会議室、保養室（宿泊）、資料展示室、図書室、実習室（共同調理室）、浴室、事務室、管理人室、宿泊室
- (5) 附属備品 一般備品、厨房備品、宿泊室備品、洗濯乾燥施設

#### 2 業務の範囲等

- (1) 業務内容
  - ① 開発センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
  - ② 開発センターの利用許可に関すること。
  - ③ 開発センターの利用料金の収受及び決定に関すること。
  - ④ 開発センター利用者の安全管理に関すること。
  - ⑤ 開発センターに付随する備品等の適正管理に関すること。
  - ⑥ 開発センター周辺の環境美化に関すること。
  - ⑦ 避難所指定されているため、適正な維持管理に関すること。
- (2) 関係法規等の遵守
  - ① 十島開発総合センターの設置及び管理に関する条例・同規則
  - ② 十島村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例・同規則
  - ③ 十島村個人情報保護条例・同規則
  - ④ 十島村情報公開条例・同規則
  - ⑤ 地方自治法・同規則

(3) 休館日及び開館時間

- ① 休館日 設けない。
- ② 開館時間 午前8時30分から午後5時まで
- ③ 特に必要があるときは、十島村の承認を得て変更することができる。

(4) 管理経費

- ① 開発センターの利用料金及び公衆電話料金は、指定管理者の収入とする。
- ② 開発センターの管理運営上における光熱水費（電気、ガス、水道）、消耗品費、情報通信費（電話、インターネット）、寝具クリーニング、塵芥収集及びNHK受信料は、指定管理者の経費とする。ただし、宿泊室に係る上記の費用については、宿泊室利用者の負担とする。
- ③ 施設設備の共用備品が損傷した場合の改修費用は、十島村が3/4、指定管理者が1/4を負担する。
- ④ 指定管理者が居住用として専用する場合の改修費用については、指定管理者の負担は1/2とする。
- ⑤ 火災保険の保険料は、十島村の負担とする。
- ⑥ 宿泊室の管理に関しては、指定管理者が宿泊室の入居および退去の手続き受付、利用料及び各室の光熱費に係る請求・徴収に係る事務を行うものとする。
- ⑦ 宿泊室利用に関しては利用者と別途契約を締結するものとし、契約書の様式については、別に定める。また、契約については、十島村の承認を得るものとする。
- ⑧ その他宿泊室に関する事項は、別途協議により定めるものとする。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほかは、十島村が負担する。
- ⑩ 指定管理者により十島村の施設を運営する場合でも、会社等の法人にかかる村民税、事業者が行う事業にかかる事業所税等について、課税の対象となる場合があります。
- ⑪ 十島村が支払う指定管理委託料については、過去3年間の経費及び利用実績、加えて指定管理者申請者より提出された事業計画案に基づき、協議の上、決定するものとする。

収支計画書については、「十島開発総合センター指定管理料基礎額」を参考に作成するものとする。

【参考】			
十島開発総合センター指定管理料基礎額			
			単位:円
収入の部			
科目	金額	内訳	
指定管理料	2,630,000	指定管理料	2,630,000
利用料	1,026,000	宿泊	996,000
		実習室	20,000
		コインランドリー	10,000
利子収入	0		0
雑収入	0		0
収入合計	3,656,000		3,656,000
支出の部			
科目	金額	内訳	
光熱水費	1,217,000	電気料	1,167,000
		水道料	50,000
燃料費	207,000	LPガス	107,000
		灯油	50,000
		ガソリン	50,000
消耗品費	50,000	清掃用具・事務用品	50,000
通信運搬費	50,000	公衆電話代	5,000
		運賃	45,000
人件費	1,860,000	管理者	1,560,000
		臨時・清掃員	300,000
雑費	272,000	振込手数料	10,000
		雑費	162,000
		予備費	100,000
			0
			0
支出合計	3,656,000		3,656,000

### 3 利用料金

- (1) 開発センターの利用料金については、十島開発総合センターの設置及び管理に関する条例第7条に定める次のとおりとする。(令和7年4月適用予定) ※令和7年4月に以下のように改正予定

区 分	利 用 料 金	備 考
宿泊料	4,000 円以内	1 人 1 泊につき
集会室・会議室・保養室等	500 円以内	1 時間につき
実習室	500 円以内	1 時間につき

- (2) 前号の利用料金を決定及び改定する場合は、十島村の承認を得るものとする。
- (3) 第1号に規定する宿泊利用にあつては、民間業者の営業行為を妨げてはならない。(島内の民宿泊を優先すること。) また、平成26年度より新たに改修された宿泊室の料金については、下記のとおりとする。

区 分	利 用 料 金	備 考
宿泊室 (6 帖部屋)	35,000 円以内	1 月につき
宿泊室 (15 帖部屋)	45,000 円以内	

### 4 指定の期間

指定管理者としての指定の期間は、令和7年4月1日から3年以上5年以内の間とし、提案者と協議し決定するものとする。

### 5 申請できるものの資格

- (1) 開発センターを活用した地域おこし及び産業おこし等の拠点になりうる事業を展開する団体であること。
- (2) 法人等の団体であること。
- (3) 申請する法人等は、次のすべての要件に該当しないこと。
- ① 法律行為を行う能力を有しない者
  - ② 破産者で復権を有しない者
  - ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合も含む。)の規定により、本村における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - ⑤ 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (4) 法人等の団体の人数の数、その他の経営の規模及び能力があること。
- (5) 指定期間中、安全円滑に施設を管理運営できること。

## 6 申請受付期間

### (1) 受付期間

令和6年12月11日から令和7年1月20日まで。ただし、土、日曜及び祝日は除く。

### (2) 申請書類

① 指定管理者指定申請書

② 事業計画書

③ 管理に係る要員配置計画書

④ 管理に係る収支計画書

※開発センター及び洗濯施設の運営に係る収支計画をまとめて作成すること。

⑤ 経営状況を説明する書類

⑥ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

⑦ 地方税及び国税の納税証明書

## 7 選定の基準

### (1) 審査

① 指定管理者の選定にあつては、村指定管理者審査委員会にて審査する。

② 複数の応募者がいる場合、令和7年1月28日（予備日：令和7年1月29日）にプロポーザルを行い、決定する予定。（応募者が1団体の場合でも事業概要の説明は行う。）WEBを利用した説明も可とする。

### (2) 審査基準

① 利用者の平等かつ安全な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られ、施設の効用を最大限に発揮できるものであること。

② 施設の適切な維持管理が図られるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

③ 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

④ 十島村の特性を十分認識し、施設の管理運営上、村長等が特に必要と認めるものであること。

### (3) 審査結果

令和7年2月上旬を目途に代表者宛てに通知する。

## 8 指定管理者選定後の手続等

### (1) 指定の議決

指定官営者の指定に関する事項について、令和7年第1回定例村議会の

議決を経て指定管理者として指定する。

なお、議会の議決が得られない場合は、指定管理者としての指定はできない。

(2) 指定の取消し

指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にできないと認められているとき、又は社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者として相応しくないと認められたときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結せず、又は協定を解除するものとする。

(3) 協定書の締結

指定管理者としての指定を行った後、管理に係る細目的事項、村が支払うべき管理代行委託費用に額等を最終的に定めるため、村と指定管理者は協定を締結する。